

介護認定調査について

【資料8】

<p>介護認定調査はどこで行うか</p>	<p>調査は、原則『生活の場』です。</p> <p>自宅・施設・病院等です。</p>
<p>小規模多機能サービスを利用者は、どこで調査を行うか。</p>	<p>小規模多機能サービスの利用者は、審査の上で現在受けているサービスの状況は『在宅利用』となります。</p> <p>訪問調査は、原則『自宅』です。</p> <p>ショートステイを連続利用されている場合の調査場所につきましては、申請時にご相談ください。</p>
<p>調査での同席は必要か</p>	<p>正確な調査を行えるよう、独居者や施設入所者等についても原則ご家族の立ち合いをお願いします。</p>
<p>調査する上で『生活の場』にはどれくらいいけばよいか。</p>	<p>調査項目を判断する上で、一週間は同じ場所で生活をしていただく必要があります。</p> <p>入院先より退院した場合やショートステイから自宅に戻った際は、生活環境が異なり介護状況も変わるため、一週間は同じ場所で生活をしていただく必要があります。</p> <p>なお、ターミナル期等の調査につきましては、その限りではありませんので、申請時にご相談ください。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的取り扱いの今後は</p>	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的取り扱い(有効期間の延長)は、令和5年4月1日以降は行いません。</p> <p>(令和4年10月13日付け 厚生労働省老人局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の今後の取扱い」)</p>
<p>調査時のケアマネージャーの同席は</p>	<p>介護認定調査をモニタリングの場としての活用はできません</p>